（提案基準第２１号）

農業振興施設に係る開発又は建築に関する基準

市街化調整区域における農業振興に資する施設に係る開発又は建築については、次の要件のすべてに該当すれば、原則として法第３４条第１４号又は政令第３６条第１項第３号ホに該当するものと認め、開発審査会に付議する案件として処理するものとする。

ただし、開発審査会の議を経ることを要しない地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「6次産業化法」という。）に基づく農林水産物等の販売施設（延べ面積300平方メートル以下）の特例を踏まえ、本基準においても、予定建築物の延べ面積が300平方メートル以下で、かつ、当該許可に係る土地の面積が1,000平方メートル未満のものについては、開発審査会の議を省略することができることとする。この場合において許可した案件については、許可直後の開発審査会に報告するものとする。

１　申請者は、農業者（個人・法人）、農業協同組合、又は農業者で組織する団体であること。

２　申請に係る予定建築物は、次のすべてに該当するものであること。

(1) 予定建築物の用途は、次のいずれか又はこれらを併設するもの（これらに付属する用途を含む。）であること。

ア　農産物直売施設（6次産業化法に基づく農林水産物等の販売施設として特例が適用される場合を除く。）

イ　観光農園施設（受付、事務所、保管室等管理施設）

ウ　農業（農産物加工）体験施設

(2) 予定建築物の延べ面積は、次のいずれかに該当するものであること。

ア　予定建築物の用途が単独の場合

主たる用途の床面積は200平方メートル以下、これに付属する用途の床面積は、主たる用途の床面積の50パーセント以下とし、延べ面積は300平方メートル以下であること。

イ　予定建築物の用途が複数の場合

主たる用途の床面積の合計は500平方メートル以下、これに付属する用途の床面積は、主たる用途の床面積の合計の50パーセント以下とし、延べ面積は750平方メートル以下であること。

(3) 前号の延べ面積を算定する場合において、予定建築物に法第34条第4号に規定する農産物の処理、貯蔵又は加工に必要な建築物の用途が含まれるときは、当該部分の床面積は、算入しない。

(4) 付属する用途は、休憩室、更衣室、便所、飲食の用に供するスペースその他これらに類するものとする。

(5) 周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。

３　申請地は、次のすべてに該当するものであること。

(1) 原則として予定建築物で使用する農産物を収穫する農地に隣接する土地であること。

(2) 原則として一般交通の用に供する有効幅員４メートル以上の道路に接続し、かつ、予定建築物の利用に照らし災害の防止、通行の安全、事業活動の効率の観点から支障がないこと。

(3) 当該事業に照らし適正な規模であり、かつ、利用状況に応じた駐車場が確保されていること。

４　申請に係る予定建築物の建築については、本市の農業振興施策の観点から支障がないものであること。

附則

この基準は、2026年（令和８年）10月16日から施行する。